

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年4月25日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村田 光央

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【電話番号】 03(5156)5000

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書の提出に伴い、平成25年10月25日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に $3.15\%^*$ （税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% （税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

(中略)

2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーに委託します。

<グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーについて>

グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーは、米国証券取引委員会に登録しており、個人投資家及び機関投資家に主にグローバル・テーマ型戦略の運用サービスの提供を行う運用会社です。

設 立 : 2009年12月
従 業 員 : 23人
運用資産残高 : 約120億米ドル
所 在 地 : 米国 ニューヨーク

(2013年8月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

(中略)

2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーに委託します。

<グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーについて>

グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーは、米国証券取引委員会に登録しており、個人投資家及び機関投資家に主にグローバル・テーマ型戦略の運用サービスの提供を行う運用会社です。

設 立 : 2009年12月
従 業 員 : 23人
運用資産残高 : 約120億米ドル
所 在 地 : 米国 ニューヨーク

(2014年2月末現在)

(以下略)

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

委託会社の概況

a. 資本金の額 (2013年8月末現在)

(中略)

c. 大株主の状況 (2013年8月末現在)

(以下略)

<訂正後>

（前略）

委託会社の概況

a．資本金の額（2014年2月末現在）

（中略）

c．大株主の状況（2014年2月末現在）

（以下略）

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に $3.15\%^{*}$ （税抜 3.0% ）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が 8% になった場合は、 3.24% となります。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% （税抜 3.0% ）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 $1.7325\%^{*}$ （税抜 1.65% ）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（中略）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

* 消費税率が 8% になった場合は、年率 1.782% となります。

（以下略）

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.782% （税抜 1.65% ）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（中略）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

（以下略）

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成25年8月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

（中略）

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

（中略）

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成26年2月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

（中略）

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

（中略）

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（以下略）

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

「DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド」

(平成26年2月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,857,048,431	100.43
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	20,987,364	0.43
合計(純資産総額)	-	4,836,061,067	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」

(平成26年2月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,269,675,571	26.14

	カナダ	740,705,484	15.25
	ドイツ	234,607,218	4.83
	フランス	194,467,826	4.00
	オーストラリア	241,657,910	4.98
	イギリス	77,931,352	1.60
	スイス	203,832,798	4.20
	バミューダ	156,615,588	3.22
	香港	66,961,965	1.38
	シンガポール	128,710,434	2.65
	オランダ	80,068,942	1.65
	スペイン	97,039,613	2.00
	ノルウェー	167,414,431	3.45
	オーストリア	18,820,903	0.39
	タイ	36,784,129	0.76
	ルクセンブルグ	81,904,597	1.69
	インドネシア	19,193,962	0.40
	アルゼンチン	32,417,796	0.67
	メキシコ	16,623,731	0.34
	ブラジル	385,974,165	7.95
	韓国	14,894,160	0.31
	アイルランド	51,138,644	1.05
	インド	73,366,141	1.51
	キプロス	4,924,297	0.10
	イスラエル	50,693,422	1.04
	南アフリカ	104,805,922	2.16
	ロシア	27,976,959	0.58
	中国	68,150,140	1.40
	ケイマン	32,707,244	0.67
	小計	4,680,065,344	96.36
投資証券	アメリカ	21,728,585	0.45
	小計	21,728,585	0.45
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	155,252,446	3.20
合計(純資産総額)	-	4,857,046,375	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド」

<評価額(全銘柄)>

(平成26年2月28日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	-------	---------------------	---------------------	-----------------

日本	親投資信託 受益証券	DWS ワールド・ア グリビジネス・マザー ファンド	4,708,267,188	0.9938 1.0316	4,679,075,932 4,857,048,431	100.43
----	---------------	----------------------------------	---------------	------------------	--------------------------------	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成26年2月28日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.43
合計	-	100.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」

<評価額(上位30銘柄)>

(平成26年2月28日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MOSAIC CO/THE-WI	素材	95,795	5,254.64 4,931.85	503,369,154 472,447,260	9.73
カナダ	株式	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	素材	132,442	3,683.09 3,413.97	487,796,097 452,153,094	9.31
アメリカ	株式	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	素材	10,981	18,363.47 25,388.15	201,649,281 278,787,352	5.74
カナダ	株式	AGRIUM INC	素材	24,616	8,835.02 9,356.05	217,482,888 230,308,605	4.74
フランス	株式	VILMORIN & CIE	食品・飲料・タバ コ	14,368	12,931.06 13,534.78	185,793,577 194,467,826	4.00
ドイツ	株式	KWS SAAT AG	食品・飲料・タバ コ	5,298	36,544.62 36,579.56	193,613,423 193,798,522	3.99
ノルウェー	株式	YARA INTERNATIONAL	素材	40,906	4,425.75 4,092.66	181,039,948 167,414,431	3.45
ブラジル	株式	SLC AGRICOLA SA	食品・飲料・タバ コ	171,968	809.37 790.91	139,186,565 136,012,930	2.80
スイス	株式	SYNGENTA AG	素材	3,670	42,059.45 36,837.95	154,358,209 135,195,313	2.78
アメリカ	株式	DOW CHEMICAL COMPANY	素材	23,864	3,614.79 4,945.10	86,263,405 118,010,090	2.43
スペイン	株式	EBRO FOODS SA	食品・飲料・タバ コ	44,341	2,305.99 2,188.48	102,250,069 97,039,613	2.00
ブラジル	株式	AMBEV SA-ADR	食品・飲料・タバ コ	128,973	728.33 737.02	93,935,426 95,056,480	1.96
シンガポ ール	株式	OLAM INTERNATIONAL LTD	食品・生活必需品 小売り	625,000	136.21 141.01	85,133,416 88,134,375	1.81
イギリス	株式	SABMILLER PLC	食品・飲料・タバ コ	15,841	5,383.58 4,919.59	85,281,361 77,931,352	1.60
オーストラ リア	株式	INCITEC PIVOT LTD	素材	260,950	244.25 282.42	63,738,035 73,699,064	1.52
インド	株式	ICICI BANK LTD- SPON ADR	銀行	20,417	3,460.00 3,593.38	70,642,973 73,366,141	1.51
オーストラ リア	株式	GRAINCORP LTD	食品・飲料・タバ コ	96,008	1,126.16 731.19	108,121,034 70,201,049	1.45
スイス	株式	ARYZTA AG	食品・飲料・タバ コ	8,154	6,493.12 8,417.64	52,944,907 68,637,485	1.41
アメリカ	株式	TREEHOUSE FOODS INC	食品・飲料・タバ コ	9,428	7,052.61 7,239.77	66,492,067 68,256,634	1.41
中国	株式	CHINA BLUECHEMICAL LTD - H	素材	1,176,069	51.64 57.94	60,732,438 68,150,140	1.40
バミューダ	株式	BUNGE LIMITED	食品・飲料・タバ コ	7,213	8,154.18 8,103.21	58,816,104 58,448,458	1.20

カナダ	株式	SUNOPTA INC	食品・飲料・タバコ	59,516	872.60 978.62	51,934,042 58,243,785	1.20
南アフリカ	株式	TIGER BRANDS LTD	食品・飲料・タバコ	23,396	2,973.85 2,340.49	69,576,372 54,758,150	1.13
アメリカ	株式	WHITEWAVE FOODS CO - CL A	食品・飲料・タバコ	19,047	2,048.06 2,862.47	39,009,418 54,521,565	1.12
アイルランド	株式	GREENCORE GROUP PLC	食品・飲料・タバコ	116,409	250.10 439.30	29,114,566 51,138,644	1.05
イスラエル	株式	FRUTAROM	素材	19,609	1,759.33 2,585.21	34,498,898 50,693,422	1.04
ルクセンブルグ	株式	ADECOAGRO SA	食品・飲料・タバコ	63,073	681.97 798.19	43,014,436 50,344,250	1.04
南アフリカ	株式	SHOPRITE HOLDINGS LTD	食品・生活必需品小売り	37,821	1,619.70 1,323.27	61,259,050 50,047,772	1.03
オーストラリア	株式	SELECT HARVESTS LIMITED	食品・飲料・タバコ	78,742	346.40 606.89	27,276,701 47,788,204	0.98
アメリカ	株式	CONAGRA FOODS INC	食品・飲料・タバコ	15,884	3,275.49 2,880.82	52,027,964 45,759,014	0.94

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別及び業種別投資比率>

(平成26年2月28日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	素材	43.71
		資本財	0.61
		運輸	2.90
		消費者サービス	0.68
		食品・生活必需品小売り	4.17
		食品・飲料・タバコ	40.25
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.92
		銀行	2.44
		不動産	0.67
	小計	96.36	
投資証券	外国	不動産	0.45
		小計	0.45
合計			96.80

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末(平成20年 7月25日)	44,580	44,580	0.9072	0.9072
第2期計算期間末(平成21年 7月27日)	18,298	18,298	0.5995	0.5995

第 3期計算期間末(平成22年 7月26日)	12,239	12,239	0.6467	0.6467
第 4期計算期間末(平成23年 7月25日)	10,076	10,076	0.7589	0.7589
第 5期計算期間末(平成24年 7月25日)	5,790	5,790	0.6580	0.6580
第 6期計算期間末(平成25年 7月25日)	5,559	5,559	0.9013	0.9013
平成25年 2月末	6,496	-	0.8872	-
平成25年 3月末	6,449	-	0.8947	-
平成25年 4月末	6,327	-	0.9349	-
平成25年 5月末	6,325	-	0.9680	-
平成25年 6月末	5,577	-	0.8744	-
平成25年 7月末	5,200	-	0.8465	-
平成25年 8月末	4,940	-	0.8231	-
平成25年 9月末	5,056	-	0.8668	-
平成25年10月末	5,148	-	0.9027	-
平成25年11月末	5,101	-	0.9218	-
平成25年12月末	5,118	-	0.9586	-
平成26年 1月末	4,749	-	0.8976	-
平成26年 2月末	4,836	-	0.9265	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第 1期計算期間(平成19年 9月21日～平成20年 7月25日)	0.0000
第 2期計算期間(平成20年 7月26日～平成21年 7月27日)	0.0000
第 3期計算期間(平成21年 7月28日～平成22年 7月26日)	0.0000
第 4期計算期間(平成22年 7月27日～平成23年 7月25日)	0.0000
第 5期計算期間(平成23年 7月26日～平成24年 7月25日)	0.0000
第 6期計算期間(平成24年 7月26日～平成25年 7月25日)	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1期計算期間(平成19年 9月21日～平成20年 7月25日)	9.3
第 2期計算期間(平成20年 7月26日～平成21年 7月27日)	33.9
第 3期計算期間(平成21年 7月28日～平成22年 7月26日)	7.9
第 4期計算期間(平成22年 7月27日～平成23年 7月25日)	17.3
第 5期計算期間(平成23年 7月26日～平成24年 7月25日)	13.3
第 6期計算期間(平成24年 7月26日～平成25年 7月25日)	37.0
(平成25年 7月26日～平成26年 2月28日)	2.8

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1期計算期間(平成19年 9月21日 ~ 平成20年 7月25日)	59,302,208,661	10,160,928,909
第 2期計算期間(平成20年 7月26日 ~ 平成21年 7月27日)	866,406,382	19,485,027,421
第 3期計算期間(平成21年 7月28日 ~ 平成22年 7月26日)	951,487,246	12,547,066,460
第 4期計算期間(平成22年 7月27日 ~ 平成23年 7月25日)	1,480,438,926	7,129,701,515
第 5期計算期間(平成23年 7月26日 ~ 平成24年 7月25日)	72,913,649	4,549,550,174
第 6期計算期間(平成24年 7月26日 ~ 平成25年 7月25日)	413,577,901	3,046,327,495
(平成25年 7月26日 ~ 平成26年 2月28日)	22,022,898	970,538,404

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

(参考情報)

基準日：2014年2月28日

基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2013年 7月	0円
2012年 7月	0円
2011年 7月	0円
2010年 7月	0円
2009年 7月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

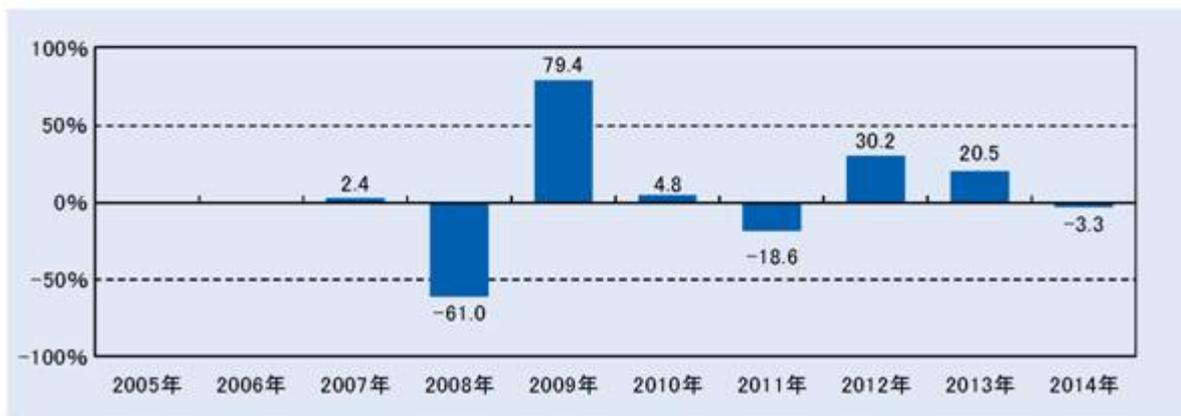
	銘柄	国	業種	比率(%)
1	MOSAIC CO/THE-WI	アメリカ	肥料・農業	9.7
2	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	カナダ	肥料・農業	9.3
3	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	アメリカ	肥料・農業	5.7
4	AGRIUM INC	カナダ	肥料・農業	4.7
5	VILMORIN & CIE	フランス	農産物	4.0
6	KWS SAAT AG	ドイツ	農産物	4.0
7	YARA INTERNATIONAL	ノルウェー	肥料・農業	3.4
8	SLC AGRICOLA SA	ブラジル	農産物	2.8
9	SYNGENTA AG	スイス	肥料・農業	2.8
10	DOW CHEMICAL COMPANY	アメリカ	総合化学	2.4

マザーファンドにおける業種別構成比(上位5業種)

業種	比率(%)
肥料・農業	37.9
農産物	18.2
包装食品・肉	18.1
総合化学	3.9
醸造	3.9

※比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2007年は設定日（9月21日）から年末までの騰落率、2014年は2月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（前略）

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.15% ^{*}（税抜 3.0% ）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が 8% になった場合は、 3.24% となります。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% （税抜 3.0% ）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成25年7月26日から平成26年1月25日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第7期中間計算期間 (平成26年1月25日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		5,042,799,610
流動資産合計		5,042,799,610
資産合計		5,042,799,610
負債の部		
流動負債		
未払解約金		13,555,377
未払受託者報酬		1,344,291
未払委託者報酬		43,017,434
その他未払費用		1,280,219
流動負債合計		59,197,321
負債合計		59,197,321
純資産の部		
元本等		
元本		5,302,454,349
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		318,852,060
（分配準備積立金）		159,762,260
元本等合計		4,983,602,289
純資産合計		4,983,602,289
負債純資産合計		5,042,799,610

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 (自 平成25年7月26日 至 平成26年1月25日)
営業収益	
受取利息	2
有価証券売買等損益	238,905,211
営業収益合計	238,905,213
営業費用	
受託者報酬	1,344,291
委託者報酬	43,017,434
その他費用	1,280,219
営業費用合計	45,641,944
営業利益	193,263,269
経常利益	193,263,269
中間純利益	193,263,269
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	9,209,070
期首剰余金又は期首欠損金()	609,115,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	88,595,156
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	88,595,156
剰余金減少額又は欠損金増加額	803,892
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	803,892
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	318,852,060

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (平成26年1月25日現在)
1. 受益権の総数	5,302,454,349口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合 におけるその差額	318,852,060円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9399円 (9,399円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期中間計算期間 (自 平成25年7月26日 至 平成26年1月25日)
信託財産の運用の指図に係る権限 の全部又は一部を委託するために 要する費用として委託者報酬の中 から支弁している額	純資産総額に対して年率0.35%の額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期中間計算期間 (平成26年1月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及 びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その 差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時 価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価とし ております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第7期中間計算期間 (平成26年1月25日現在)
	金額(円)
元本の推移	
期首元本額	6,168,430,791
期中追加設定元本額	14,739,582
期中一部解約元本額	880,716,024

(参考情報)

当ファンドは「DWS ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成26年1月25日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	84,226,611
金銭信託	397,798
コール・ローン	68,374,452
株式	4,847,458,970
投資証券	22,846,060
派生商品評価勘定	345,262
未収入金	15,839,650
未収配当金	8,152,148
未収利息	56
流動資産合計	5,047,641,007
資産合計	5,047,641,007
負債の部	
流動負債	
未払金	4,657,237
流動負債合計	4,657,237
負債合計	4,657,237
純資産の部	
元本等	
元本	4,826,569,306
剰余金	
剰余金又は欠損金()	216,414,464
元本等合計	5,042,983,770
純資産合計	5,042,983,770
負債純資産合計	5,047,641,007

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年1月25日現在)
1. 受益権の総数	4,826,569,306口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0448円 (10,448円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成26年1月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成26年1月25日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	49,166,787	-	48,821,525	345,262
	合計	49,166,787	-	48,821,525	345,262

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(その他の注記)

項目	(平成26年1月25日現在)
	金額(円)
1. 元本の推移	
期首元本額	5,659,866,253
期中追加設定元本額	10,090,077
期中一部解約元本額	843,387,024
期末元本額	4,826,569,306
2. 元本の内訳	
DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド	4,826,569,306

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

「DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド」

(平成26年2月28日現在)

資産総額	4,857,048,431円
負債総額	20,987,364円
純資産総額(-)	4,836,061,067円
発行済数量	5,219,915,285口
1単位当たり純資産額(/)	0.9265円

(参考情報)

「DWS ワールド・アグリビジネス・マザーファンド」

(平成26年2月28日現在)

資産総額	4,870,686,772円
負債総額	13,640,397円
純資産総額(-)	4,857,046,375円
発行済数量	4,708,267,188口
1単位当たり純資産額(/)	1.0316円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1)資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成25年8月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成25年8月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成25年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

(1)資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成26年2月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成26年2月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成26年2月末現在）

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成26年2月末現在、委託会社の運用するファンドは105本、純資産総額は759,885百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	12,284百万円
	追加型	株式投資信託	84本	694,787百万円
私募	追加型	株式投資信託	20本	52,814百万円
合計			105本	759,885百万円

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

<追加>

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		6,582,629
前払費用		15,294
未収委託者報酬		798,905
未収運用受託報酬		16,374
未収投資助言報酬		11,555
未収収益		1,121,050
立替金		31,486
繰延税金資産		619,055
為替予約		13,574
流動資産計		9,209,927
固定資産		
無形固定資産	1	1,954
投資その他の資産		
繰延税金資産		92,814
その他		28,067
固定資産計		122,835
資産合計		9,332,763
負債の部		
流動負債		
預り金		71,138
未払金		
未払手数料		403,314
その他未払金		51,527
未払費用		1,112,548
未払法人税等		707,521
未払消費税等	2	34,795
賞与引当金		239,439
事務所退去損失引当金		83,360
為替予約		94
流動負債計		2,703,740
固定負債		
長期未払費用		266,926
退職給付引当金		579,379
賞与引当金		136,459
固定負債計		982,765
負債合計		3,686,506
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		738,202
利益剰余金計		738,202

株主資本計	5,646,202
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	54
評価・換算差額等合計	54
純資産合計	5,646,256
負債・純資産合計	9,332,763

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月1日	
至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,058,468
運用受託報酬	42,513
投資助言報酬	21,399
その他営業収益	1,680,660
営業収益計	5,803,043
営業費用	
支払手数料	2,105,042
その他営業費用	624,889
営業費用計	2,729,932
一般管理費	1 1,833,065
営業利益	1,240,044
営業外収益	2,611
営業外費用	2 29,209
経常利益	1,213,446
特別損失	3 59,337
税引前中間純利益	1,154,108
法人税、住民税及び事業税	691,416
法人税等調整額	172,978
法人税等合計	518,438
中間純利益	635,670

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 事務所退去損失引当金</p> <p>不動産賃貸借契約に基づき使用する事務所等の一部退去に伴う資産除去費用に関連して負担する支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	86,700千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 減価償却実施額	
無形固定資産	5,103千円

2 営業外費用の主要項目	
為替差損	10,755千円
事務処理損失	18,454千円
3 特別損失の主要項目	
事務所退去損失引当金繰入額	53,824千円
割増退職金	5,513千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)			
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	393,859千円	653,585千円	1,047,445千円
減価償却累計額相当額	362,663千円	432,018千円	794,681千円
中間会計期間末残高相当額	31,196千円	221,567千円	252,764千円
2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額			
1年以内		40,932千円	
1年超		155,856千円	
合計		196,788千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		21,695千円	
減価償却費相当額		18,618千円	
支払利息相当額		1,365千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	6,582,629	6,582,629	-
(2)未収委託者報酬	798,905	798,905	-
(3)未収運用受託報酬	16,374	16,374	-
(4)未収投資助言報酬	11,555	11,555	-
(5)未収収益	1,121,050	1,121,050	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	17,387	17,387	-
資産計	8,547,903	8,547,903	-
(1)未払手数料	403,314	403,314	-
(2)未払費用	1,112,548	1,112,548	-
(3)未払法人税等	707,521	707,521	-
(4)長期未払費用	266,926	266,926	-
負債計	2,490,312	2,490,312	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	13,480	13,480	-
デリバティブ取引計	13,480	13,480	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	17,188	17,100	88
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	198	200	1
合計		17,387	17,300	87

当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,175	287	-
合計	1,175	287	-

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	521,991	-	8,509	8,509
	米ドル				
	買建	624,892	-	5,983	5,983
	ユーロ				
米ドル					
シンガポールドル	68,703	-	94	94	
合計		1,365,262	-	13,480	13,480

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	91,719円57銭
1株当たり中間純利益金額	10,326円03銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
中間純利益金額(千円)	635,670
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	635,670
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名 称 野村信託銀行株式会社
 資本金の額 30,000百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円 （平成25年9月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

投資顧問会社

名 称 グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シー
 資本金の額 100万米ドル（1億194万円）（平成26年2月末現在）
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）米ドルの円換算は、便宜上、平成26年2月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=101.94円）によります。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月26日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS ワールド・アグリビジネス・ファンドの平成25年7月26日から平成26年1月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWS ワールド・アグリビジネス・ファンドの平成26年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年7月26日から平成26年1月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

()上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。